

第1章



計画策定にあたって

1 計画の策定趣旨と背景

(1) 計画策定の経緯

近年、少子高齢化や情報化の進展、地域社会の空洞化や人間関係の希薄化に加え、新型コロナウイルス感染症の流行や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、国内を取り巻く社会環境や価値観が急激に変化している中、スポーツへの期待はますます高まってきています。

国では、平成22(2010)年8月に「スポーツ立国戦略」が策定され、平成23(2011)年8月には、「スポーツ基本法^{※1}」が施行されました。この法律に基づき、平成24(2012)年3月に「スポーツ基本計画」が策定されました。その後、令和4(2022)年3月に、全ての人々が自発的にスポーツに取り組むことで自己実現を図り、スポーツの力で、前向きで活力ある社会と、絆の強い社会を目指した「第3期スポーツ基本計画」が策定されました。

千葉県では、平成23年6月に公布されたスポーツ基本法の趣旨や、令和4年3月に策定された千葉県体育・スポーツ振興条例に基づき、県の体育・スポーツのあるべき姿を展望した、総合的な指針を示す第13次「千葉県体育・スポーツ推進計画」を策定しました。『「する・みる・ささえる」スポーツのさらなる推進 ～「知る」から広がる充実スポーツライフ～』を基本理念として、千葉県の体育・スポーツの推進に取り組んでいます。

本市では、スポーツ振興法に基づき、平成18年度に「市川市スポーツ振興基本計画」(以下「第1期計画」という。)を策定し、「健康で、ふれあい生まれるスポーツのまち、市川」を基本理念に、「人づくり・組織づくり・地域づくり」を基本方針としたスポーツの振興を推進してきました。令和4年度で第1期計画の計画期間が終了することから、これまでのスポーツ施策を継承しつつ、さらなるスポーツの推進を図るため、新たな計画を策定します。

なお、第1期計画の内容を継承しつつ、現状に即した計画とすることから、新たな計画を「第2期」計画とし、また平成23年にスポーツ振興法からスポーツ基本法に改正されたことから、名称を「市川市スポーツ推進計画」と改め「第2期市川市スポーツ推進計画」(以下「本計画」という。)とします。

※1 【スポーツ基本法】昭和36年に制定されたスポーツ振興法(昭和36年法律第141号)を50年ぶりに全部改正し、スポーツに関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定める法規。

(2) 国のスポーツ政策動向

平成23年8月にスポーツ立国の実現を目指し、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、『スポーツ基本法（平成23年法律第78号）』を施行し、平成24年3月には同法に基づく『スポーツ基本計画』を策定しました。

その後、平成27年10月にスポーツ庁が設置され、平成29年3月に『第2期スポーツ基本計画（平成29年～令和3年度）』を令和4年3月には新たに『第3期スポーツ基本計画（令和4年～令和8年度）』を策定しました。

『第3期スポーツ基本計画』では、国民が「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すため、①社会の変化や状況に応じて柔軟に対応するというスポーツを「つくる／はぐくむ」という視点、②さまざまな立場・背景・特性を有した人・組織が「あつまり」「ともに」活動し、「つながり」を感じながらスポーツに取り組む社会の実現を目指すという視点、③性別、年齢、障がいの有無、経済的事情、地域事情等にかかわらず、「誰もが」スポーツに「アクセスできる」社会の実現・機運の醸成を目指すという視点、の3つの「新たな視点」を基軸として、スポーツそのものが有する価値やスポーツが社会活性化等に寄与する価値をさらに高め、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のスポーツ・レガシーを継承・発展させるとしています。

(3) 千葉県のスポーツ政策動向

千葉県では、スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）の制定を受けて昭和37年に千葉県スポーツ振興審議会を発足させ、第1次「千葉県体育・スポーツ振興計画」を策定しました。その後も国の施策と歩調をあわせただうえで改訂を加えながら、継続して体育・スポーツの振興を図ってきました。

平成24年4月には「するスポーツ」「みるスポーツ」「ささえるスポーツ」の推進により『スポーツ立県ちば』を目指した第11次千葉県体育・スポーツ推進計画を策定しました。平成29年4月には、第12次千葉県体育・スポーツ推進計画を策定し、「全ての県民が多面にわたるスポーツの価値を基盤にしながら、健康で活力ある生活を送り、互いに支え合う『スポーツ立県ちば』の一層の推進を目指して」の基本理念のもと各種施策を展開してきました。

令和4年に策定された第13次計画では、「する・みる・ささえる」スポーツの基盤となる「スポーツを知る」という要素を加え、性別や年齢、障がいの有無を問わず、充実したスポーツライフの実現を目指としています。

(4) 市川市のスポーツ政策動向

本市では、平成18年度に第1期計画を策定し、「健康で、ふれあい生まれるスポーツのまち、市川」を基本理念に、人づくり、組織づくり、地域づくりを基本方針とした、スポーツの振興を推進してきました。

なお、平成28年度においては、第2期計画の策定期間でしたが、4年後に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が控えていたことから、大会開催後の影響や機運の醸成、また、本市の財産として何を残せるかなどのほか、開催後の本市の方針や市民ニーズなど、さまざまなことを検討、反映させるために、第1期計画の見直しとしました。

しかし、令和2年に入り、新型コロナウイルス感染症が流行し、同年3月には、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の1年延期が決定しました。また、国内のスポーツイベント等の開催自粛や、スポーツ活動どころか外出することすら、はばかれるような厳しい環境下での生活を送らざるを得なくなりました。

本市においても、市内の公共スポーツ施設の閉鎖や、イベント等スポーツ活動が中止・延期等を余儀なくされ、スポーツに親しむ機会が失われていきました。一方で、当初より1年遅れとなりましたが、令和3年度の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴い、デジタルの活用や、直接接しない応援の声を届けるためののぼり旗を作成、掲揚するなど、選手と市民が交流できるイベント等を開催するとともに、本市にゆかりのある東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会出場選手の紹介や市民栄誉賞^{※2}の授与等、できる限りの活動を進めてきました。その他にも、国府台公園や市民プールの再整備の検討等、安全・安心なスポーツ環境の提供に向けた取り組みを進めてきました。

第2期計画では、国及び県の計画・方針を踏まえた計画とするとともに、新型コロナウイルス感染症の流行による影響や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会レガシーの継承等、社会環境や価値観の変化を踏まえ、市民が健康で、真の豊かさを感じ、生き生きと暮らせるまちづくりに寄与するための、スポーツ施策を策定します。

※2 【市民栄誉賞】国際的または全国的な活動によって顕著な功績をあげ、本市の誉れとしてふさわしい方に対し、市民栄誉賞を授与し、その栄誉をたたえています。

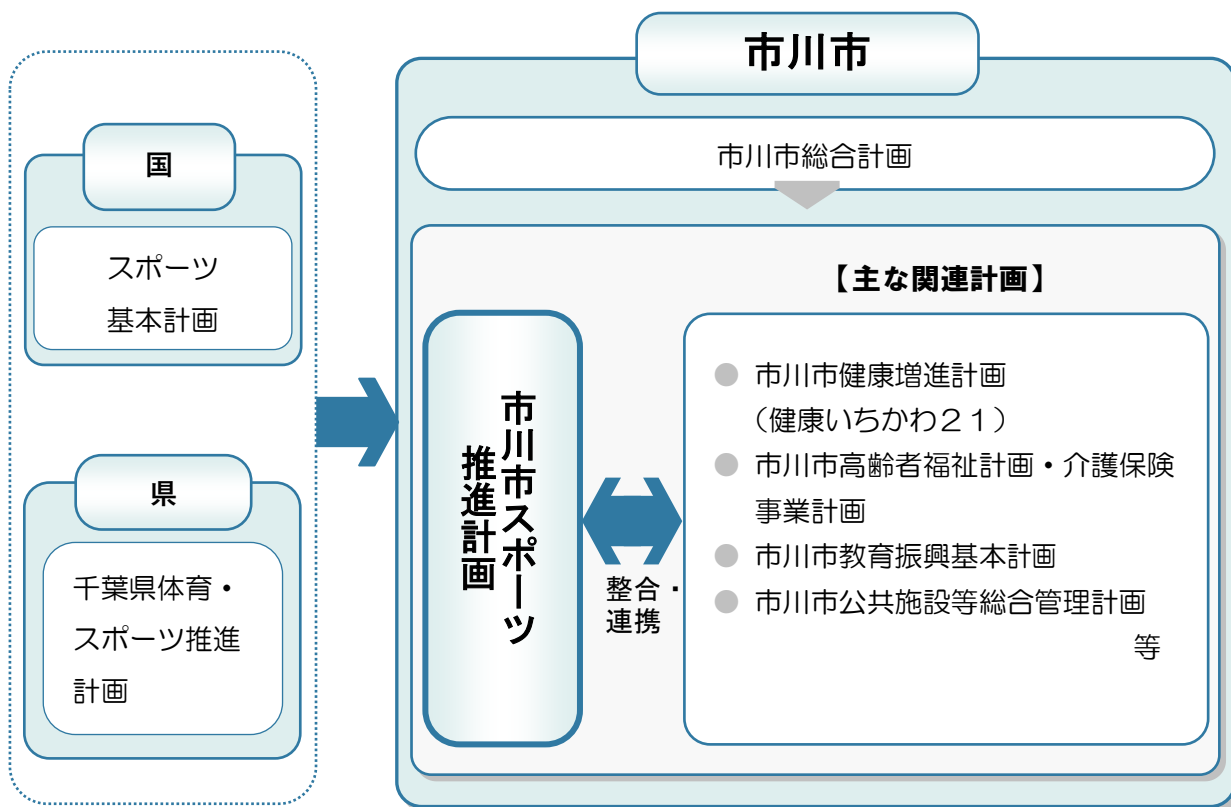
2 計画の位置づけ

(1) 上位、関連計画の位置づけ

本計画は、国の第3期「スポーツ基本計画」及び県の第13次「千葉県体育・スポーツ推進計画」を踏まえて見直しを行うものです。

市川市総合計画では、基本目標の一つとして「真の豊かさを感じるまち」と設定しており、その目標へのアプローチとしてスポーツを分類しています。

この目標の実現に向け、本計画に基づき、施策や事業を推進していくとともに、本市の関連計画との整合性を踏まえた計画とします。



(2) スポーツ基本法及び国の第3期基本計画

国において、平成23（2011）年8月に「スポーツ基本法」が施行されました。この法律はスポーツに関する基本理念（第2条）を定め、国及び地方公共団体の責務（第3条、第4条）やスポーツ団体の努力（第5条）等を明らかにするとともに、スポーツに関する分類の基本となる事項を定めるものです。

続いて、平成24（2012）年3月には、スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会の創出を目指す「スポーツ基本計画」が策定されました。その後、改定が行われ、令和4（2022）年3月25日に策定された「第3期スポーツ基本計画」は、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すため、次の3つの視点が必要になるとされています。

- ① 社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に対応するスポーツを『つくる／はぐくむ』という視点
- ② さまざまな立場・背景・特性を有した人・組織が『あつまり』、『ともに』活動し、『つながり』を感じながらスポーツに取り組む社会の実現を目指すという視点
- ③ 性別、年齢、障がいの有無、経済的事情、地域事情等にかかわらず、全ての人がスポーツにアクセスできる社会の実現・機運の醸成を目指すという視点

今後は、全ての人が自発的にスポーツに取り組むことで自己実現を図り、スポーツの力による前向きで活力ある社会と絆の強い社会を目指しています。

(3) SDGs（持続可能な開発目標）との関係

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、積極的な取り組みが求められます。

また、平成28（2016）年12月に国の持続可能な開発目標（SDGs）推進本部が決定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」では、自治体の各種計画や戦略、方針の策定や改訂にあたってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励しており、SDGsは国際社会全体の普遍的な目標であり、地域の持続的な発展にとって重要な目標です。

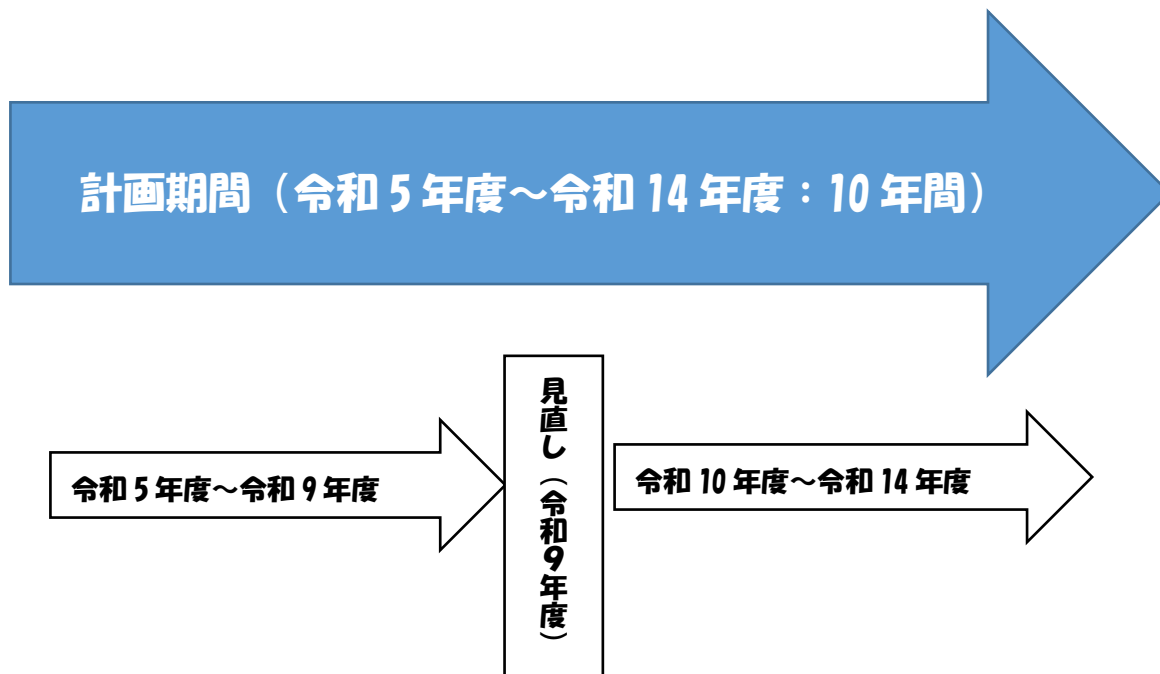
本市としては、市川市総合計画 第三次基本計画において、「令和7年度（2025年度）を目標年次として、将来都市像の実現に向けたまちづくりを進めるとともに、SDGsの目標年次である令和12年（2030年）を見据え、SDGsの達成にも積極的に取り組むことで、持続可能な未来をつくります。」と掲げており、市川市総合計画 第三次基本計画においてスポーツは、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「17 パートナーシップで目標を達成しよう」の3つに分類されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 計画の期間

本計画は、令和5年度から令和14年度までの10年間を計画期間とします。
また、5年後（令和9年度）及び、社会情勢等の変化に応じて見直しを行います。



4 計画策定の流れ

市民アンケート調査^{※3}、スポーツ施設の整備検討や、ワークショップ・作業部会^{※4}、市川市スポーツ推進審議会^{※5}といった会議での意見交換から計画素案を作成し、パブリックコメントを経て計画の策定を行いました。

※3 【市民アンケート調査】市川市在住の18歳以上の市民を対象に無作為抽出し、スポーツに関するさまざまな思考や状況をアンケートにより調査したもの。19ページ以降を参照

※4 【ワークショップ・作業部会】市内スポーツ団体（市川市スポーツ協会など）や、庁内関係部署により組織される本計画に対する意見聴取を行う会議。

※5 【市川市スポーツ推進審議会】スポーツ基本法第31条の規定に基づき、スポーツの推進に関し、必要な事項を調査審議させるため、スポーツ団体及び学識経験者の中から本市が委嘱した、委員10名で構成する会議。